

地域づくり WEB サイト「さがじかん」よみもの記事作成業務委託仕様書

1. 委託業務名

地域づくり WEB サイト「さがじかん」よみもの記事作成業務

2. 事業の目的

地域づくり WEB サイト「さがじかん」は、本県における「自発の地域づくり（※）」の取組の一つとして平成 28 年に開設し、制度の紹介や地域づくりに関する情報発信を通じて、「自発の地域づくり」活動を応援するプラットフォームとして運用している。

佐賀県のことをまだよく知らない方に対しては、地域の人やイベント・スポット情報を通して佐賀県の素晴らしさや楽しさを届けること、佐賀県のことをもっと知りたい方には、地域が見渡せるようなコンテンツづくりを目指し、情報発信を行っている。

本業務は佐賀県のファンを増やし、最終的には県内の「自発の地域づくり」に参加する新たな担い手を獲得することを目的とし、県内各地の人や団体の「自発の地域づくり」の活動事例や、取材対象者がおすすめする地域のグルメやスポット情報等を発信することを通じ、「さがじかん」のコンテンツをより充実させ、「自発の地域づくり」への参加促進を図る。

※「自発の地域づくり」とは、地域住民による地域資源を活用した自発的かつ主体的な地域づくり（地域おこし）のこと。地域課題の解決（耕作放棄地、獣害、人の減少等）や地域資源の磨き上げ（伝統産業、郷土料理、自然等）など「自発の地域づくり」の形は様々であり、佐賀県は地域のチャレンジを後押しし、伴走支援を行っている。

3. ターゲット

- ・ 佐賀県内での「自発の地域づくり」活動に関心のある、または行っている人
- ・ 佐賀県内の地域資源やスポット情報に関心がある人
- ・ 世代は 20 代～50 代（「自発の地域づくり」活動の担い手になってもらう世代）

4. 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5. 業務内容

「さがじかん」のコンテンツのひとつである「よみもの」記事（※）を作成し、県内の地域づくり人材の掘り起こしを行い、スポットライトを当て、佐賀県での「自発の地域づくり」活動の情報を広く発信する。

※「よみもの」記事の参考：<https://www.sagajikan.com/yomimono/>

(1)【メイン業務】「よみもの」記事の作成

ア. 業務詳細

- ① 全体制作スケジュールの作成
- ② 取材対象者候補（地域づくり人材）の掘り起こし及び選定・提案
受託者から主体的に選定・提案し、取材対象者は県と協議の上、決定する。
- ③ 取材対象者と日程等の調整及び取材の実施
※ライター及びカメラマンを手配すること。
- ④ 記事作成及び校正対応（校正は3回程度）
取材依頼や日程調整、原稿確認、写真や情報の掲載承諾の取得等の手続きは、原則受託者が行うものとする。また、各記事の初稿は、取材実施日から原則として20日以内を目安にさが創生推進課へ提出すること。
- ⑤ データ納品
WEB公開及びInstagram投稿に必要な記事・画像データ等を納品すること。納品後、WEB公開及びInstagram投稿の事務については、県が行う。

イ. 仕様

- ・ 構成：以下①、②の2本の記事を1セットで構成すること。
 - ① 地域振興・地域づくり活動に取り組む個人や団体等のインタビュー記事
(人物や団体紹介及び地域づくり活動等の紹介)
 - ② 取材対象者の活動地域を訪問してみたいような地域情報等の紹介記事
(取材対象者等がおすすめする地域のグルメやスポットの情報等)
- ・ 数量：3セット（記事本数：6本）
※①と②を同日に取材することも可
- ・ 文字数の上限：記事1本あたり最大2,000字程度
※読みやすさを考慮して上限を設けているが、詳細については受託者と県の協議の上、決定する。

ウ. 留意事項

- ・ ライターについては、取材対象者の想いやコメントを引き出し、読み手の興味を引く記事とするために、地域振興及び地域づくり活動の見識や実績を有するライターであることが望ましい。
- ・ 「さがじかん」のトンマナに沿うよう考慮し、誰が見てもわかりやすく、可能な限りやさしい表現を使うこと。また、読む人にとって、楽しく活動している様子が伝わるような文章とすること。
- ・ 取材対象者の掘り起こし、提案については、現在公開中のよみもの記事コンテンツの県内の地域バランスを考慮して、検討すること。

- ・ 記事に掲載される個人や団体には、「さがじかん」の趣旨を伝え、掲載許可をとること。

(2)【企画業務】本事業の目的に資する企画の実施

「さがじかん」や県内地域づくり等の認知を高め、本事業の実施効果を最大化するため、(1)の業務に加えて、本事業の目的(2. 事業の目的)に資する企画業務を実施すること。なお、リアル・オンライン等の実施形式は問わないこととする。

(例示) 以下は例示であるため、県と受託者において協議の上、実施すること。

- ・ 「さがじかん」がより多くの方に届くような接点機会の創出のための企画
- ・ PV 数増加のための「よみもの」記事の新規コンテンツ企画

等

6. 支払方法

前金払・完了払

7. 納品物

- (1) 業務委託完了報告書
- (2) 取材時の写真データ(JPEG ファイル)
- (3) 取材記事の PDF ファイルおよび Word (またはテキスト) ファイル
- (4) その他、さが創生推進課と受託者が合意の上、納品物として提出を求めるもの

8. 本業務委託の業務遂行体制等

- (1) 業務遂行体制に関する要件
 - ・ 事業の運営に必要かつ適切な人員配置を行うこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確し、実施体制表を作成すること。
- (2) 進行管理及び打合せ、報告に関する要件
 - ・ 受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、さが創生推進課との打合せ・報告等の進行管理を主体的に行うこと。

9. その他

- (1) 受託者が本業務委託により新たに制作した成果物の著作権・所有権等の一切の権利は、佐賀県に帰属するものとする。
- (2) 成果物は、佐賀県が自由に二次使用を行えるものとする。
- (3) 本事業において第三者が所有する素材を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を適切に行うこと。

- (4) 受託者は、業務の実施状況について適宜さが創生推進課に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、さが創生推進課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、さが創生推進課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (6) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかにさが創生推進課と協議を行い、事前にさが創生推進課の了解を得た上で業務を遂行すること。